

Contents * 「民泊サービスのあり方」について

*リーシング速報 *経費削減 *コラム



ここ数年で、外国人旅行者に対してインターネットを通じて、空室を短期間で提供しホテル代わりに利用してもらう「民泊サービス」が急速に進んでいます。しかしその一方で、共同住宅で「民泊サービス」を提供するには課題が多く、違法性があるとも指摘されています。今号から数回にわけて、この「民泊サービス」のあり方についてみていきます。

ことは簡単ではありません。

「民泊」とは？
戸建てや共同住宅などの「住宅」の全部または一部を活用して宿泊サービスを提供することです。

●民泊が注目される背景

民泊が注目されている背景には、3つあります。

*訪日外国人観光客の急増

観光庁のデータによると2015年の訪日外国人旅行者数は約2,000万人。2013年は約1,000万人でしたから、2年間で約2倍の増加です。

*既存の宿泊施設の不足

訪日外国人観光客の増加により、宿泊施設不足が発生しています。

観光スポットに集中するため、特に東京・大阪・京都・兵庫・福岡・神奈川・奈良・広島・大分などで宿泊施設不足が顕著化しています。

*宿泊施設の増加は容易ではない

ホテルなどは建設投資金額が高額で、建築できる条件も厳しくなります。観光客の増加とともにすぐにホテルを増やす

政府は、2020年の訪日外国人観光客数を4,000万人に倍増させると発表しています。「少子高齢化」「人口減少」が進む日本にとって外国人観光客の受け入れは、今後の経済成長を図る上で必須項目になっていることに間違いはありません。

その上で、都市部での宿泊施設の不足状況への対応は、日本が観光立国を推進するためには不可欠であること。地域の人口減少や空洞化で増加している空き室の有効活用や、地域活性化の視点から「民泊サービス」の存在を政府は否定できない状況にあります。外国人観光客が増え続ける中、宿泊施設の不足に対して空き室を利用するという点では、需要と供給が合致しているのですが、制度化にはまだまだ課題も多く一筋縄ではいかない状況にあります。

平成27年11月からスタートした厚生労働省及び観光庁の『「民泊サービス」のあり方に関する検討会』ではそうした